ヨナハケアプランセンター居宅介護支援事業重要事項説明書

令和７年１１月２５日現在

この説明書は、ヨナハケアプランセンター（以下「当事業所」）の行う居宅介護支援事業（以下「当事業」）のご利用にあたり、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他提供できるサービスについてのあらましを記したものです。

当事業所のサービスのご利用を希望される方は、以下の項目につきましてご理解いただき、同意書に署名捺印の上、お申込くださいますようお願いします。

１．目　的

当事業は、介護保険法等の関係法令及びこの説明書に従い、ご利用者様の尊厳の保持を重視し、介護が必要な状態の軽減若しくは悪化の防止のためにサービスを提供します。さらにご利用者様が可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス等及びその他必要な保健、医療、福祉サービスの適切な利用等をすることができるように居宅サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいた居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、また当該ご利用者様が介護保険施設への入所を要する場合は、施設への紹介その他の便宜の提供を行うことを目的とします。

２．当事業の運営方針

① 居宅介護支援の提供に当っては、ご利用者様の意思及び人格を尊重し常にご利用者様の立場に立って行います。

② ご利用者様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご利用者様の選択に基づき、適切な指定居宅サービス、保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

③ ご利用者様に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。また事業者の選定にあたってはご利用者様及びご家族とも相談し、目標達成に沿った事業所を説明と同意のもとケアプランに位置付けます。

④ 市町村、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センター等との連携に努めます。

３．事業者の概要

事　業　者　名	社会医療法人尚徳会
代 表 者 氏 名	理事長　伊佐地　秀司
所　　在　　地	三重県桑名市さくらの丘１番地

４．事業所の概要

（１）事業所の指定番号及び提供地域

事　業　所　名	ヨナハケアプランセンター
所　　在　　地	三重県桑名市星見ケ丘７丁目１２１
介護保険指定番号	２４７０１０１７４８
サービス提供地域	桑名市

（２）職員体制（R７年１１月２５日　現在）

	資　格	常　勤	非常勤	計
主任介護支援専門員 （管理者）	介護福祉士	１名		１名
主任介護支援専門員	介護福祉士	１名		１名
介護支援専門員	介護福祉士 社会福祉士	１名 １名		２名

（３）営業時間

平　日（月~土）	午前 8 時 30 分~午後 5 時 30 分 （日祭日：面接相談休み）

５．利用の申込方法

まずは、お電話でお問い合わせの上、当事業所へ来所してください。状況によっては職員がお伺いいたします。その際、介護保険被保険者証により資格、要介護認定又は要支援認定の有無及びその有効期間を確認致します。

指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、本説明書の内容をご理解、ご同意をいただいた上、契約書を取り交わします。

６．利用期間

サービスは、介護保険上の受給資格者であれば初回利用時の同意書提出をもって繰り返しサービスの利用をできるものとします。

７．ご利用者様等からの解除

ご利用者様の都合で居宅介護支援を終了する場合、文書でお申し出下さればいつでも解除できます。但し、本説明書の「15 の⑤」により解約料がかかることがあります。

８．当事業所からの解除

ご利用者様や家族などが当事業所や介護支援専門員に対して、本サービスに継続し難いほどの背信行為、反社会的行為を行なった場合は、文書で通知することで即日にサービスを終了させていただく場合がございます。

９．自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

① ご利用者様が介護保険施設に入所した場合。

② 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が要支援又は非該当（自立）と認定された場合。

③ ご利用者様がお亡くなりになった場合。

10．入院が必要になった時

入院の予定や緊急に入院が必要になった場合、在宅サービスの調整や医療機関との連携が必要になりますので、担当の介護支援専門員にご連絡いただきますようお願い致します。

11．介護支援専門員（ケアマネージャー）

① 当事業所は、介護保険法に定める介護支援専門員をご利用者様へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行なった場合は、事前にご利用者様にその氏名を通知します。

また、介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時およびご利用者様やご利用者様のご家族様から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

○担当介護支援専門員

氏名（主）　　・（副）

電話　0594-87-6668（午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分まで）

② 原則として介護支援専門員一人に対して、45 名未満を担当させていただきます。

12. 居宅介護支援と居宅サービス計画（ケアプラン）作成

① 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ
サービス提供の標準的な流れ（別添資料１）にて、ご確認ください。

② ケアプランに位置付けるサービス事業所については、複数の事業所の特徴や体制について介護支援専門員から説明し、ご利用者様やご家族の意向に合った事業所を選択させて頂きます。

13. 特定事業所加算（Ⅱ）体制について

当事業所は、特定事業所加算（Ⅱ）の体制を整備していますので、必要に応じて 24 時間、ご利用者様等のご相談をお受けします。また技能実習生の受け入れへのご協力を宜しくお願い致します。

14. 要介護認定等の申請に係る援助

① 当事業所は、ご利用者様が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行なえるようご利用者様を援助します。

② 当事業所は、ご利用者様が希望する場合は、要介護認定等の申請をご利用者様に代わって行ないます。

15. 利用料について

① 利用料については（別添資料２）にて、ご確認下さい。
ただし、法定代理人の受領により居宅介護支援に対し、介護保険給付が支払われる場合、自己負担はございません。

② 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接支払われない場合があります。その場合は一旦１ヶ月あたりの料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。この証明書を後日、市町村の窓口に提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。
また、保険給付額の減額適用の場合は、保険給付率により自己負担していただきます。

③ 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書（別添資料３）にて、ご確認ください。

④ 居宅訪問時の交通費

三重県桑名市にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問する交通費の実費が必要です。

＊事業所を起点に往復１ｋｍにつき 30 円（内税）

⑤ 解約料

ご利用者様の都合により解約した場合、訪問時の交通費とは別に下記の料金をいただきます。

契約後、居宅サービス計画の作成月途中で解約した場合	（別添資料２）のうち 該当する居宅介護支援費
前月までに、事業所変更をされた場合	一切料金はかかりません

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月 10 日までに前月分の請求をいたしますので、20 日以内にお支払いください。

お支払いいただきますと、領収証を発行します。

利用料のお支払い方法は､現金、または銀行振込とさせていただきます。

16. 秘密の保持

① 当事業所、介護支援専門員および職員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者様や、その家族に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は利用終了後も同様です。

② あらかじめ文書によりご利用者様の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供をすることができます。

17. サービス提供の記録等

① 当事業所は、居宅介護支援に係る記録書を作成し、その完結の日から 5 年間保存します。

② ご利用者様は、営業時間内に事業所にて、ご利用者様本人に関する記録書を閲覧することができ、その複写を受けとることができます。但し、複写に要する実費相当額は、ご利用者様負担となります。

18. 相談・苦情対応

当事業所は、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する相談、苦情などに対応する窓口を介護支援専門員としサービス等に関する要望、苦情などに対し迅速に対応します。

① 事業所のお客様相談・苦情窓口

管理者　前川里美　　連絡先（電話）0594-87-6668

（FAX）0594-87-6664

法人の第三者委員も設置しております。ご相談の際は社会医療法人尚徳会の事務局を通じて連絡を取らせて頂きます。

② 第三者評価は受けていません

③ その他

当事業所以外に、公的機関に苦情を伝えることができます。

・桑名市役所　　桑名市保健福祉部介護高齢課　　（電話）0594-24-1170

・三重県国民健康保険団体連合会　　（電話）059-228-9151

・三重県運営適正化委員会　　（電話）059-224-8111

19. 賠償責任

① 当事業所は、指定居宅介護支援の提供により、当事業所の責めに帰すべき事由によってご利用者様が損害を被った場合、ご利用者様に対して損害を賠償するものとします。

② ご利用者様の責に帰すべき事由によって当事業所が損害を被った場合ご利用者様及び扶養者様（身元引受人）は、連帯して当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

20. 災害発生時の対応

① 災害発生時には訪問することはできません。

② 訪問中に災害が発生した場合は、最寄りの避難所までの誘導を試みます。

21. 事業継続計画(BCP)に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、ご利用者様に対し必要な居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務

再開を図るために業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を定期的に実施します。

22.　虐待の防止

高齢者虐待防止法の実効性を高め、ご利用者様の尊厳の保持・人格の尊重が達成される様、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

（1）　虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

（2）　虐待防止の為の指針を整備しています。

（3）　従業者に対し、虐待防止の為の研修を定期的に実施します。

（4）　上記措置を適切に実施する為の担当者を選定しています。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に連絡します。

23.　身体的拘束等の原則禁止

ご利用者様等又は他のご利用者様等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その際のご利用者様の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録します。

24.　感染症の予防及びまん延防止のための措置

（1）　感染防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

（2）　感染症及び、まん延防止の為の指針を整備しています。

（3）　従業者に対し、感染症及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的に実施します。

25.　ハラスメント対策

事業所は適切な業務の提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員等の就業環境が害される事を防止する為の方針を明確化する等の必要な措置を講じます。

26. 職員の資質向上

（1） 採用時研修　　採用後１か月～3 か月以内。

（2） 虐待防止・権利擁護に関する委員会設置及び研修

（3） 認知症ケアに関する研修

（4） ケアマネジメントに関連する研修

27. その他

① この利用約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、ご利用者様又は扶養者（身元引受人）と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

② ケアマネジャー等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

③ ペットの管理は、ご利用者様（飼い主）様の自己管理と自己責任において危険が生じないようご留意ください。

（別添資料１）

サービス提供の標準的な流れ

居宅サービス計画作成等サービス利用申込み

当社に関すること居宅サービス計画作成の手順、サービスの内容に関にて大切な説明を行います

↓

居宅サービス計画等に関する契約締結

事業所の選定
当社と契約をするかどうかをお決めいただきます

※ご利用者様は区役所へ［居宅サービス計画作成依頼届出書］の提出を行っていただきます　（ 提出代行可能 ）

↓

ケアマネジャーがお宅を訪問し、ご利用者様の解決すべき課題を把握します

↓

地域のサービス提供事業者の内容や、料金等をお伝えし、利用するサービスを選んでいただきます。（複数の事業所の中から選択して頂きます）

ご利用者様によるサービスの選択

↓

提供する居宅サービスに関して、居宅サービス計画書の原案を作成します

↓

計画に沿ってサービスが提供されるようサービス提供事業者等とサービス利用の調整を行います　（　サービス担当者会議　）

サービス利用に関して説明を行い、ご利用者様やご家族の意見を伺い、同意をいただきます

↓

居宅サービス計画に添って、サービス利用票、サービス提供票の作成を行います。

◆サービス利用◆

ご利用者様やご家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握を行い、サービス提供事業者と連絡調整を行います（モニタリング）※双方向通信によるＴＶ電話の会議システムを使用したモニタリングを含む）

↓

毎月の給付管理票の作成を行い、国保連合会に提出します

↓

ご利用者様の状態について、定期的な再評価を行います。また、提供されるサービス実施状況の把握を行います

↓

居宅サービス計画の変更を希望される場合、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います

（別添資料２）

利用料について　　令和６年度4月改定

※地域区分（6級地）　1単位　10.42円

（１）　**居宅介護支援費（Ⅰ）**

取り扱い件数区分	料金（単位数）	
	要介護１・２	要介護３・４・５
居宅介護支援（ⅰ） ※介護支援専門員1人あたりの利用者45件未満	11,316円/月 （1,086単位）	14,702円/月 （1,411単位）
居宅介護支援（ⅱ） ※介護支援専門員1人あたりの利用者60件未満	5,668円/月 （544単位）	7,335円/月 （704単位）
居宅介護支援（ⅲ） ※介護支援専門員1人あたりの利用者60件以上	3,396円/月 （326単位）	4,397円/月 （422単位）

（２）　**加算**

加算名称		料金（単位数）	算定要件
初回加算		3,126円/月 （300単位）	新規作成時 要支援者が要介護認定を受けた場合 要介護状態区分が2区分変更された場合
入院時情報連携加算（Ⅰ）		2,605円/月 （250単位）	利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報提供を行った場合
入院時情報連携加算（Ⅱ）		2,084円/月 （200単位）	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報提供を行った場合
退院・退所加算 ※カンファレンス参加無	連携：1回	4,689円/回 （450単位）	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
	連携：2回	6,252円/回 （600単位）	
退院・退所加算 ※カンファレンス参加有	連携：1回	6,252円/回 （600単位）	
	連携：2回	7,815円/回 （750単位）	
	連携：3回	9,378円/回 （900単位）	
緊急時等居宅カンファレンス加算(月2回限度)		2,084円/回 （200単位）	病院又は診療所の求めにより、医師又は看護師と共に利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い居宅サービスの調整を行った場合
通院時情報連携加算(月1回)		521円/回 （50単位）	利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合
ターミナルケアマネジメント加算		4,168円/月 （400単位）	①24時間連絡が取れる体制を確保し、且つ必要に応じて指定居宅介護支援を行う事が出来る体制を整備 ②在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の同意を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者の提供した場合
特定事業所加算（Ⅰ）		5,407円/月 (519単位)	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施している等、当該事業者が厚生労働省の定める基準に適合する場合
特定事業所加算（Ⅱ）		4,386円/月 （421単位）	
特定事業所加算（Ⅲ）		3,365円/月 （323単位）	
特定事業所加算（A）		1,187円/月 （114単位）	

（別添資料 3）

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

ご利用者様が要介護認定申請後、認定結果が出るまでの間、ご利用者様自身の依頼に基づいて介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。
※新規申請中の暫定サービスは桑名市介護高齢福祉課にて事前協議が必要です。

1. 提供する居宅支援について

・ご利用者様が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には,この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、ご利用者様にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
・居宅介護サービス計画の作成にあたっては、計画の内容がご利用者様の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
・作成した居宅サービス計画については、認定後にご利用者様等の意向を踏まえ適切な見直しを行います。

２．要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合の利用料について

・要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、ケアプラン利用料はいただきません。
・要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、地域包括支援センターへの移行となります。

３．注意事項

要介護認定の結果が未決定の場合、ご利用者様は下記の点にご注意いただく必要があります。

（１） 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅サービスに関する利用料金は、原則的にご利用者様にご負担いただくことになります。
（２） 介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じることがあります。この場合保険給付されないサービスにかかる費用についてはご利用者様側でご負担いただくことになります。